

ワンストップ特例申請書の記入について

提出期限 寄附翌年の1月10日必着

令和 年 寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日	年齢	整理番号	フリガナ		
住所	氏名	性別	男	女	
電話番号	生年月日	明	大	昭	平

こちらに個人番号(マイナンバー)を誤りなく、ご記入ください。

記入されている住所と今回添付する確認書類の住所が一致しているか確認してください

※課税先の住所 となりますのでご確認ください。

※記載内容で訂正がある場合は、お手数ですが二重線で消したうえで、ご訂正をお願いいたします。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である ☐

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である ☐

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が以下であると見込まれる者をいいます。

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合、☒チェックを入れてください。

②は、寄附する市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合、☒チェックを入れてください。(6市町村以上になると確定申告が必要になります。)

添付書類について

平成28年のマイナンバー法施行により、各種書類の提出が義務づけられました。

番号1～3のいずれかの書類が必要になりますので、申請書とともにご提出ください。

なお、マイナンバー通知カードと住民票に記載されている事項が異なる場合は、マイナンバー通知カードは使用できません。

※個人番号(マイナンバー)の記入ミスや、本人確認書類が添付されていない場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

1	 個人番号(マイナンバー)カードの写し(裏面)	 個人番号(マイナンバー)カードの写し(表面)
2	通知カードの写し又は住民票(個人番号付き)の写し  	次の顔写真入り身分証明書のうちいずれかの写し1点 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ※平成24年4月1日以降に発行されたもの ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 他
3	通知カードの写し又は住民票(個人番号付き)の写し  	次のうちいずれかの写し2点 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳 ・母子健康手帳 ・地方税、国税、公共料金の領収書 ・納税証明書 ・住民票 ・健康保険の被保険者証(健康保険証) ・写真なし身分証明書(資格証明書など)

ワンストップ特例申請書の提出後に、住所・氏名などが変更になった場合は、変更届の提出が必要です。必要書類をご案内いたしますので必ずご連絡ください。